

秋田市告示第208号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項および第78条の5第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者および指定地域密着型サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条および第78条の11の規定により告示する。

令和8年6月3日

秋田市長 沼谷 純

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の 所 在 地	廃止の年月日	サービスの 種 類
社会医療 法人明和 会	仁井田ホーム ヘルパーステ ーション	秋田市仁井田 新田三丁目1 番15号	令和8年5月31日	訪問介護
株式会社 大地	デイサービス 真心	潟上市天王字 追分西2番 115号	令和8年5月31日	地域密着型 通所介護